

摂 津 市 議 会

総務建設常任委員会記録

平成30年3月16日

摂 津 市 議 会

目 次

総務建設常任委員会

3月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分----- (市長公室、総合行政委員会、会計室所管分)	3
質疑（三好義治委員、福住礼子委員）	
議案第20号所管分の審査-----	9
補足説明（市長公室長）	
質疑（松本暁彦委員、三好義治委員）	
議案第21号の審査-----	12
質疑（野口博委員、三好義治委員）	
議案第22号の審査-----	14
質疑（野口博委員）	
議案第23号の審査-----	16
質疑（野口博委員）	
議案第19号の審査-----	17
補足説明（消防長）	
質疑（松本暁彦委員）	
議案第24号所管分の審査-----	18
補足説明（消防長）	
質疑（三好義治委員）	
議案第34号の審査-----	19
補足説明（消防長）	
質疑（松本暁彦委員）	
議案第5号の審査-----	21
議案第31号の審査-----	21
質疑（三好義治委員）	
議案第33号の審査-----	22
議案第32号の審査-----	22
質疑（三好義治委員）	
採決-----	23

所管事項に関する務調査について -----24

閉会の宣告-----25

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年3月16日（金）午後0時57分 開会
午後2時30分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	渡辺慎吾	副委員長	福住礼子	委員	野口 博
委員	中川嘉彦	委員	三好義治	委員	香川良平
委員	松本暁彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長 山本和憲 同室次長 大橋徹之 同室参事兼秘書課長 門川好博
同課参事 妹尾智行 広報課長 荒井陽子 政策推進課長 川西浩司
同課参事 上田和生 人事課長 浅尾耕一郎 人権女性政策課 菰原知宏
総務部長 井口久和 同部次長兼市民税課長 橋本英樹
防災管財課長 古賀順也
建設部長 土井正治 同部次長 山本博毅
建築課長 寺田満夫 道路交通課長 永田 享 会計管理者 牛渡長子
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 豊田拓夫
同局次長 山下 聡
消防長 明原 修 消防署長 橋本雅昭
総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局次長代理 田村信也 同局総括主査 香山叔彦

1. 審査案件（審査順）

議案第 1 号 平成30年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9 号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
議案第20号 摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分

- 議案第 2 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 2 2 号 一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 2 3 号 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 1 9 号 摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 2 4 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第 3 4 号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 5 号 平成 3 0 年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第 3 1 号 摂津市ラブホテル建築規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 3 3 号 摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 3 2 号 摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午後0時57分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、中川委員を指名します。

先日引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

三好義治委員の質疑の答弁を求めます。

川西課長。

○川西政策推進課長 では、FM推進事業公共施設等総合管理計画の取り組みについてのお問いにご答弁申し上げます。

このFM推進事業ですが、これまで防災管財課などが中心となりまして取り組んでまいった経過がございます。これまでの積み重ねを十分に踏まえまして、その延長線上に立って、今後一層、FM推進事業を推し進めてまいる所存でございます。

具体的には、まずは、防災管財課が既に構築しております施設の評価手法をもとにいたしまして、施設の点検でありましたり、維持管理経費の積算、利用実態調査などを進めてまいります。その結果、施設カルテを策定いたします。その上で、政策的にまちづくりの観点も加味しながら、市として長寿命化や複合化など、施設のあるべき姿を探ってまいります。ただし、安威川以南地域においては、人口減少という課題解決が急がれております。この点も踏まえ、早急に公共施設等のあり方について検討を進めてまいる必要があると認識しております。

よろしく申し上げます。

○渡辺慎吾委員長 山本公室長。

○山本市長公室長 私のほうからは、人事制度、また給与制度についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の趣旨と申しますか、ご指摘と申しますか、大きく2点と理解をいたしております。

まず1点目は、物事、計画を立てた場合に、よりスムーズに計画どおり実行していく必要性についてという点と、やはり給与の決定の諸原則という点が、ご質問の趣旨であろうと理解をいたしております。

給与のいろいろ見直しを行う際には、当然、勤務条件、労働条件にかかわるところがございます。職員団体との協議等々の必要性につきましては、委員のほうでご理解をいただいておりますので、その点は、深くご答弁は差し控えをさせていただきます。

まず、1点目のやはりスピード感というところでございます。第5次行政計画実施計画において、人なる改革のところで、給与の制度の適正化がございます。給与表を原則、国基準に合わせると、諸手当についても国基準どおりとするということで、ロードマップの中におきましても、目標の年度を定めて、委員の皆様にもお示しをしております。その観点からすると、少しスピード感がというご指摘だったと思いますので、その点につきましては、今後ともご指摘の点も踏まえて、我々、スピード感を持って目標を定めましており、できるだけ実施していきたいと考えております。

それと、給与の諸原則でございます。先ほど、行革の実実施計画の中にも入っておりますとおり、諸原則といたしましては、職務級の原則、均衡の原則、条例主義の原則がございます。職務級の原則と申しますのは、やはり職責に応じた、また職務に応じた給与のあり方でございます。均衡の原則とい

うのは、やはり民間の給与でありますとか、国の給与でありますとか、その辺の均衡を逸しないということが、一つのことでございます。条例主義というのは、やはり給与の見直しを行う際、決定をする際に、当然、今後ご議論をいただきます給与条例等々のご可決をいただくことが、最終の原則の達成になるということでございます。

我々、いろいろと職員団体とも協議を重ねながら、この間、給与の見直しも鋭意努力をさせていただいているところでございます。その中で、我々、その給与を担当する職員といたしまして、給与主義の原則というのは、日ごろから肝に銘じて、職務等々に当たっているところでございますが、今後一層、その条例主義の原則につきましては、職員の中で徹底していきたいと考えております。

○渡辺慎吾委員長 豊田行政委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 私からは、摂津市議会議員一般選挙に係りますご質問にご答弁申し上げます。

昨日の答弁の中で、余裕を持ってとの答弁をいたしましたが、少し説明が足りませんでしたので、補足させていただきたいと思います。

今回の補正で大きく減額したのとして、選挙公営制度交付金がございます。これは、ポスターや選挙カーの費用を公費で補助するものでございます。立候補予定者数を30人と見込み、2,244万円としておりましたが、立候補者数は27人、またそのうちの3人の方については、法定得票数がとれなかったことから、交付できませんので、結果として24人の方に交付させていただきました。

それと、時間外勤務手当につきましては、今回の選挙におきまして、自動読み取り機の業者2者がデモンストレーションを行いたいとの申し出がございましたことから、開票の系列を6系列と予定していたものを2系列とし、従事者を減らすことから、費用を抑えることができたものでございます。

また、委託料につきましては、執行時におきまして、入札や契約時における精査交渉の中で、費用を抑えたことにより、差金が発生したものでございます。

今後におきましては、精査すべき点については精査し、予算組みをしてまいりたいと考えております。

自動読み取り機については、今回の市議会選挙におきまして、機械導入のメリットが立証できたことから、業務の省力化及びどの時期において購入すれば財政効果が高いかなどを検証しながら、今後購入してまいりたいと考えております。

現在、国や府の選挙におきまして、備品の購入について、備品購入計画を立て、執行しなければならないこととなっております。私どもといたしましては、早急に計画を立て、必要な備品、特に票の自動読み取り機などについては、計画的な購入に努めてまいりたいと考えております。

今回の市議会選挙の開票におきまして、皆様にご迷惑をおかけしましたことについて、改めておわび申し上げます。その反省点に立って、ご指摘のあった開票事務のマニュアルやチェック表について、また、備品の購入計画については、昨日ご答弁させていただきましたように、9月までに作成させていただきます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問あります

か。

福住副委員。

○福住礼子委員 それではよろしく願いをいたします。

予算概要の10ページにあります款2総務費、目1一般管理費、人事管理事業の広告掲載について、これも委員から質問がありましたけれども、今回、阪急電車と大阪モノレールの両方を使われるということで、平成27年度、平成28年度、合計2回、この広告の活用をされて、昨年、平成29年度は実施をされませんでした。また、平成30年度に今回、その活用をされるということで、以前の効果と今回の見込まれていること、期待する数値というか、実績ですね、そしてまた、長所として、こういった人材を求めていかれるということとを計画されているのか、その点について、お聞きしたいと思います。

予算概要の14ページ、目2文書広告費、広報事務事業の中で、市のPR冊子、ポスターをつくられるということでございます。市のPRとしましては、市制施行50周年の市勢要覧の発刊が大変好評であって、他市からも問い合わせがあったというぐらい、好評だったそうです。さらに先週でしたか、万博公園駅構内でも、写真展というのが開催をされておりました。今回、どのような内容かというのは、説明あったかもしれませんが、その辺の数量的なもの、どのように活用されていくのかということをお聞きしたいと思います。

また、もう1点なんですけれども、行政に関する情報の提供ということで、こういったPR版をつくられるのかなと思うんですけれども、市としては毎月発刊の広報誌がございます。もう一つ、平成26年7月に発刊されました、全戸配布されたこの

摂津市民ハンドブック、これは、官民共同で取り組んで、費用は事業者からもらう広告料で賄われて、予算的には負担がなかったと思います。その当時、つくられたときには、3年ぐらいで経過をした後、次の発行があるのかなというような話を聞いた記憶がありましたので、次の発行の予定があるのか、ないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、予算概要22ページ、目11、女性政策費の中での人権女性政策課の第3期男女共同参画計画の改定が行われました。平成30年度の取り組みについて、お聞きをしたいと思います。

同じく22ページの男女共同参画センター費の女性問題相談事業についてですけれども、平成29年度の相談件数と相談内容の傾向性について、お聞きをしたいと思います。

それと、予算概要30ページの目17諸費のいじめ問題再調査委員会事業ですけれども、これは平成29年度に立ち上げられたと思います。どのような議論があったのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、人事課にかかわります1点目のご質問に答弁をさせていただきます。

車両広告に取り組んだこれまでの効果ということでございますけれども、平成27年度、平成28年度、秋の採用試験におきまして、募集期間にそれぞれ1週間、阪急電車車内への広告掲載というのを行いました。結果、応募をされた方の中で4分の1程度、受験者数でいいますと、およそ100名程度、それぞれが、広告を見て応募をされたというような結果が出ており

ます。

今回につきましては、それぞれ阪急電車と大阪モノレールへの掲載ということで、春と秋と、採用試験を2回実施しておりますけれども、それぞれ分けて広告を掲載しようと考えておきまして、デザイン等も今、検討しているところですが、割合といえますか、できる限り多くの受験者に応募していただきたいということで、100名は超えるような形で見込んでいるということでございます。

それから、求める人材の部分でございまして、本日は人材育成実施計画におきまして、改定時に自ら前例をつくる職員ということで、うたっております。募集要項におきましても、それに沿う形で人物像をお示しして、募集を行っているところでございまして、何事も課題認識を持って、自ら改革できる人物ということで、採用試験においても選考をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井課長。

○荒井広報課長 それでは、市のPR用冊子の発行について、ご答弁申し上げます。

数量でございますが、4,000部の発行を見込んでおります。また、活用につきましては、近年、例えば大阪ミュージアム、ガンバ市民応援デーであるとか、市外の方が多く集まる場において、市をPRする機会がふえてまいりました。このような場で配布を考えております。

市民ハンドブックの発行についてでございますが、現段階では作成の予定はしておりません。ただ、前回作成した際のメリット、デメリットを検証し、今後の展開を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 菰原課長。

○菰原人権女性政策課長 それでは、人権女性政策課にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

まず、改訂いたしました男女共同参画計画の平成30年度の取り組みについてですが、内容としましては、主に防災分野への女性の参画と男女共同参画の視点の取り入れ、また、マタニティハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の視点からの男性の働き方や暮らし方の見直し、高齢、障害、貧困、その他さまざまな困難な状況に置かれている方への支援と、この四つを新たに加えていただいております。

それぞれの取り組みの今後の予定と実績という部分もあるのですが、まず防災分野への女性の参画については、防災管財課のほうから、何度かお話しさせていただいておりますが、本市オリジナルの防災サポーター制度構築の中で、男女共同参画の視点を取り入れるという部分がありますので、当課としましても、その内容を加えた講座ということで、予定をしております。

続きまして、マタニティハラスメント防止については、ハラスメントの防止指針を改訂し、また、男女共同参画センターのほうでも、アンガーマネジメントの講座であったりとか、ハラスメント防止に関する講座を予定しております。次にワーク・ライフ・バランスの部分についてですが、男性向けの講座ということで、パパっこクラブと共同で、仕事も育児も楽しめるような講座を、男女共同参画センターで予定をしております。

次に、高齢、障害、貧困、その他さまざまな困難な状況に置かれた方への支援についてですが、こちらは先日、中川委員か

らも質問いただきましたとおり、L G B T の性的少数者に対する支援等を検討しているところでございます。

続きまして、平成29年度の相談の傾向についてですが、手元の資料が平成30年2月末のデータでございますが、男女共同参画センターでの相談件数が延べ377件となっております。平成28年度の実績が326件でしたので、昨年度から増加傾向がうかがえます。

相談内容としましては、引き続きDVに関するものが124件と多い状況になっておりまして、具体的な相談内容としましては、複雑な事情を抱えたケースがふえておりまして、パートナーからの協力が得られない特定妊婦の方であったりとか、障害もあわせてお持ちの方を、シェルターに緊急一時保護するようなケースもございました。このように福祉部門との連携など、全体的に他部署と連携をとる事例というのが目立っている傾向になっております。

続きまして、いじめ問題再調査委員会の会議等の進捗というお問い合わせについてですが、こちらのいじめ問題再調査委員会については、平成29年4月から設置させていただいております。活動内容としましては、重大ないじめ問題が発生したときに、教育委員会のほうで、まずは、いじめ問題対策委員会が調査検討を行い、その内容について、再調査が必要と市長が判断した場合にこの委員会を立ち上げて再調査を行うことになっております。平成29年度は、この重大ないじめ問題の発生がございましたので、会議の開催等はございませんでした。ただ、設置当時、委員の選定が行われておりませんでしたので、委員会の開催に備えて、委員候補者を、6名選任させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、先ほどの広告掲載についてですけれども、しっかりと前回は踏まえた効果が得られるように、そしてまた前例をつくる人材、課題認識を持って取り組む人材というの、しっかり選べたら一番いいのですけれども、今、大学生の人たちというか、資格をとる方も随分ふえてきて、専門知識の高い人材というの、ふえてきているかと思います。一方で、人柄や柔軟な思考力、行動力を持つ人というのは、これから人材というか、職員を減らしていっている中では、重要な存在になっていくのかなと考えております。

採用後にどのように育成できるかというの、その後の課題でもあるかと思います。こういうことでは、庁内の風土といいますか、やる気が出るような風土、職場の雰囲気と、そしてまた周りの環境というのが随分と影響もしていくかと思っておりますので、期待をしております。もう一つは、今後の人材育成と、そして能力評価というのが、これからもスタートしてまいりますので、そういった連動が効果として出てくるように期待をしております。

これは、一点気になることを、ちょっと一言させていただきまして、今、时期的にもウイルスとか花粉症とか、そういったことでアレルギー対策も含めて、マスクの着用をするというのが、これは当たり前のことだと思います。もちろん、必要な方が使用されるのは、そうすべきだと考えておりますが、どうしてもこのマスクをしていますと、顔の表情がわかりにくくて、そして声もちょっと聞こえづらいということがありますと、高齢者の方にとっては、ちょっと何となく聞きづらい空気をつく

ってしまうといえますか、そういったイメージがあるのではないかと、私はそのように思っております。マスクを着用してでも、いかに笑顔で爽やかな応対をしているかということが感じられるような、そういった姿勢、行動で対応していただければなと思っておりますので、これはお願いいたします。

次に、市のPR、広報事務事業についてですけれども、こういう活用、PRをどんどん進めていただいて、市外の方に、この摂津市のよさなどを広めていただくのは大変結構かと思っております。

市民ハンドブックの結果については、今後の検討で、よければまた採用ということもあるかと思っておりますけれども、これからは、音声コードの掲載というのをちょっと考えられたらどうかと思います。広報誌がありますけれども、今、目の見えな方にはボランティアが録音して、そういう聞きたい方にはテープをお貸しされているということがあるんですけれども、こういうパンフレットであったり、ポスターなんかも、今、スマホをかざしたら動画になるというような、そういうコードもあるそうですけれども、そういったことを使っていくというのも、これからの若い人にもちょっと関心を持っていただける一つのツールかなと思っております。

先日、東京都で防災のこういう冊子をつくられました。これ、全ページ音声コードがついているんですね。そういった活用の仕方というの、ひとつこれからは検討されることなのかなと感じておりますので、またよかったらご検討ください。

もう1点は、市のPRということで、庁舎の1階の出入り口にあります広告付案内板が設置をされて、1年がたとうとして

おります。これは、年間で広告の収入もある、すばらしい案内板でありますけれども、今、活用されているのは、バスの時刻表ぐらいで、ほかには特別、何か活用されているイメージが余り感じられなくて、市の風景やイベントの写真というのは出ているんですけれども、もっと、情報発信のツールとしてはとてもいいものではないかと思っております。ただ、設置場所も、条件があるのかもしれませんが、もっといろいろと見てもらえるような内容、それから活用してもらえるような内容、そして市が取り組んでいる、例えば広報であったり、教育のテーマであったり、まちづくりのテーマという、こういう目的別にして、計画なんかもしながら、庁内の各課の連携をしながら有効活用していただくことを要望しておきたいと思っております。

それから、女性政策課の第3期男女共同参画計画の改訂につきましては、内容、よくわかりました。防災のことも答えていただきました。今後、サポーターの制度にはしっかりと中に入り込んで、女性目線のこれからの取り組みというのは、やっぱり大事だと私は考えておりますので、ぜひ各課、関係課と連携をとりながら、いろんな発信をしていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、女性問題の相談事業で、やっぱり増加傾向にあるということと、やっぱりその中でもDVのことがあったようですけれども、先日、私の知り合いから、市内の女性がDVの相談をしたいということで、私もちょうど議会か何かでそこに連れて行ってあげるということができないものですから、電話番号だけ教えました。男女共同参画センターの電話番号を教えたんですけれども、たまたま水曜日という

ことで休館日だったんですね。もし休館日だったらと思って、私は前、人権女性政策課に私は行ったことがありましたので、そちらのほうもあわせてご紹介をしておいたら、そちらに尋ねて、何とか解決の方向にいきそうですというようなお話がございました。

そこで気になったんですけれども、この男女共同参画センターは、毎週水曜日と祝日が基本的には休館日ということになっております。コミュニティプラザ自体は、第4水曜日のみの休館でございますけれども、こういったときの電話をした場合、休みだった場合の対応について、ちょっとお聞きをしたいなと思っております。

それといじめ問題再調査委員会、昨年、平成29年度では重大ないじめもなく、再調査も行われなかったということで、その部分ではちょっと安堵するところでございます。決してこういう審議会が頻繁に行われなことが、本当に一番望ましいのですけれども、そういった委員の方も、選任されたということでございますので、その点、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 菰原課長。

○菰原人権女性政策課長 それでは、福住委員の2回目の質問としまして、男女共同参画センターの休館日の対応について、お答えいたします。

先ほど福住委員からのご紹介もありましたとおり、男女共同参画センターが休館日のときは、市役所4階の人権女性政策課のほうでお話を聞きまして、必要に応じ、DV等であれば、大阪府女性相談センターであったり、吹田子ども家庭センターと連携しながら、緊急の場合は一時保護等の措

置をさせていただいております。

また、男女共同参画センターの相談室の電話は留守番電話に切りかわりまして、相談室の開室日と時間、もしも緊急の場合は、警察のほうに相談いただきたいという旨の伝言をさせていただいている次第でございます。また、実際に休館日に特に重大な一時保護等の案件がありましたら、緊急連絡網等の整備をしておりますので、警察と人権女性政策課の職員が連絡をとり合って、対応に当たっている次第でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

本当に緊急な事態というのはやっぱり中にございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

あと、警察ということでは言われましたけれども、なかなか警察って行くのが怖いんですね。玄関入ったら、ちょっとこわもての警察官がたくさんいらっしゃるの、私は物を落としたことで行ったんですけれども、やっぱり毎回にらまれるような気がしまして、ちょっと空氣的にはどうなのかなと思うところもあります。別に摂津警察署が悪いわけではないんですけれども、どうかその辺の、もう少し情報がわかりやすく、次にどこに行ったらいいというのがつながるような、そういった取り組み、またどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時23分 休憩)

(午後1時25分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第20号所管分の審査を行います。
補足説明を求めます。

山本市長公室長。

○山本市長公室長 それでは議案第20号、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を補足説明申し上げます。

職員が土曜日や日曜日などの週休日に勤務を要した場合に、管理監督者は、振りかえによる週休日の確保または時間外勤務命令によります手当の支給、いずれかを行うこととなります。振りかえにより、週休日を確保する場合におきましては、同一週内に振りかえを行えば、一週間の勤務時間が増加することはございませんが、業務の都合上、同一週内に振りかえることができず、前4週また後8週の間で振りかえを行った場合、1週間の勤務時間日数が正規の勤務日数から増加をするということが生じることとなります。このとき、正規の勤務時間日数から増加をして勤務した時間数につきまして、通常の100分の100から割り増しとなる部分だけ、つまり100分の25の時間外勤務手当を支払う必要があるため、所要の改正を行わせていただくものでございます。このことは、労働基準法に基づくものでございます。

本会議におきましてもご説明申し上げましたが、本条例改正につきましては、大きく三つの条文から成っております。文教上下水道常任委員会での審査となります第3条を除きまして、それぞれ記載がございます内容の主立ったものにつきまして、補足説明をさせていただきます。

また、本会議と同様、説明の便宜上、ま

ず初めに第2条から説明をさせていただきます。

第2条におきましては、一般職の職員の時間外勤務手当の改正となっております。週休日の振りかえにより勤務を命ずる日と同一週内以外に週休日を振りかえる場合に、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務を行った時間につきましては、先ほども申しましたように、労働基準法で定める割り増し賃金部分として、100分の25の割合を規則で定め、時間外勤務手当として支給をいたす規定を設けております。

また、週休日の振りかえを行う職員の月の時間外勤務の時間が60時間を超えている場合、60時間超えにかかる時間外代休時間を取得する場合を除きまして、60時間に達する割り増し分も含めて、100分の50の割合の時間外勤務手当を支給するという内容でございます。

なお、再任用短時間勤務職員等の1週間の勤務時間がフルタイムでない職員につきましては、制度的な均衡を図る観点から、割り増し分の時間外勤務手当の支給は38時間45分に達するまでの間、勤務についてはこの限りではないということをおわせて規定をさせていただいております。

次に、第1条は、一般職非常勤職員と臨時的任用職員の時間外報酬について、一般職の職員と同様の改正を行わせていただいております。1週間の勤務日数がフルタイムでない職員の規定につきましても、再任用短時間勤務職員等と同様の規定にさせていただきます。

なお、附則において、平成30年4月1日から適用する旨を規定をいたしております。

以上、議案第20号の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりました。
質疑のある方はいますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

こちらの条例につきましては、今、言われております働き方改革に沿ったものと理解をしております。

そこで、改めまして、本条例に制定することによる職員の具体的な休日のとり方とか、そういった、どのような効果があるのかというのを、改めてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、週休日に勤務を行った場合には、職員は時間外勤務として取り扱っているケースがもうほとんどでございまして、この条例改正を今回させていただきたいということでございますけれども、次年度以降、基本的にその週休日に勤務をした場合には、振りかえを行うということを基本に取り組んでいきたいと考えております。これによりまして、職員は振りかえの日に休息をきっちり確保ができるということでございまして、職員の時間外によります健康管理の問題、これらの課題認識から、次年度についてはこれを基本とする形で取り組みたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

何度も言いますけれども、本市というのは少数体制ということでございますので、やはり職員の健康管理、あるいは職員の自分がとれる時間というのは非常に重要かと考えます。そういった中で、こうやって

しっかりと、制度上もしっかりとそれを促進するように支えていただくということは非常に大切かと思えます。

昨年の9月から10月にかけて、台風が2回上陸して、防災管財課の職員あるいは建設部の職員等が、2週間連続緊急時で出勤をした、あるいは、選挙があつて、それによって職員が動員されたということも、いろいろ多々ございます。そういったことも今後しっかりと踏まえて、代休あるいは振りかえ等がとれるように、しっかりと管理職も含めて措置をしていただければと思います。要望いたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 ちょっと1点だけ確認をしておきたいと思うんですけれども、公休出勤をして、振りかえ休日の取得ということでの改正ですが、振りかえ休日をとる場合のその申請手続ですね。要は公休出勤を上司から命令を受けて、公休出勤をやる場合に、その時点でもう振りかえ休日を申告するような手順になっているのかどうかということね。これは、通常の公休出勤の場合です。

それから、突発的な公休出勤の場合のその申請の手続、この2点について、お聞かせいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

週休日の振りかえにつきましては、委員おっしゃられましたように、この勤務を命ずるときに、振りかえの日をあらかじめ決めた形で命令をするというような形が基本になります。緊急を要するとき、この場合もできる限りそういう形で進めていた

だきたいと考えているんですけれども、どうしてもやむを得ない場合というの、生じる可能性はあります。このあたりは、出勤を命じた後、できる限り速やかにといいますか、早い段階でそういう週休日の振りかえの確保ができるような形で、各課に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問ある方いますか。

野口委員。

○野口博委員 この間、ずっと、数年かけて人事評価制度を役職の方から係員までということを進めてきたわけでありまして。今回、勤勉手当に4月から反映するということでの提案だと思いますけれども、私ども、自治体の現場にこの人事評価制度はふさわしくないという立場で、いろいろ物を言ってきましたけれども、この間、いろんな資料をいただきながら議論してきましたけれども、これまで取り組んできた経過の中で、現場でこの制度がスムーズにいつているのかという問題について、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

委員がおっしゃられましたように、これまで人事評価の取り組み、それから給与反映への取り組みということで、取り組んで

まいりました。さまざまな研修ですとか、これは評価者も、評価される側も実施をしてきたわけでございますけれども、平成24年度以降、試行の期間も含めて、時間をかけて取り組んできた経過がございます。この間の取り組みによって、大分この人事評価制度そのものに対する理解度というのは高まってきたかなと考えているところでございます。

平成29年度、これまでの取り組みを踏まえまして、アンケート調査ということ職員に実施をしております。これは、管理職に対して実施をしたわけでございますけれども、目的としましては、適切にその制度が運用できているか、具体的に言いますと、評価基準に沿った形で評価をできているか。また、人材育成のツールということでございますので、評価結果の職員へのフィードバックが適切にできているか、このようなところについて、アンケート調査を行ったわけでございますけれども、おおむね9割程度なんですけれども、きちっと評価基準に従って実施をしているというような結果が出ております。これは、限りなく100%に近づけていかないとはいけなくて、我々は思っているところでございますけれども、今後もその実施の状況については、逐一アンケート調査を行うなどによりまして、適切な運用に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 9割程度はスムーズにいつているというお話でありますけれども、残り1割が大事な点だと思います。これまで、毎月の給料に反映する5段階評価でも、従来どおり、9割近い方々が、従前の給与体系の中で賃金をいただいているという

話でありましたけれども、やっぱり残り1割の問題がありますので、おっしゃっている方向も含めて、より全体と職員が成長しながら仕事ができるように、頑張っていたきたいということを申し上げておきます。

○渡辺慎吾委員長　ほかに質問ございますか。

三好委員。

○三好義治委員　これも2点の確認をちょっとさせていただきたいのが、これまでの条文の中では、特定職員ということの表現がなされておりまして、今回、特定職員というのは削除されている。この特定職員ということについて、改めてちょっとお聞かせいただきたいのと、それから、再任用職員で変更になっているのが、期末手当で、100分の45が100分の42.5に変更、減額になっていますね。それと、再任用職員で、勤勉手当の基礎額については、基準日現在において、職員が受けるべき給与の月額ということの中で、基準日月という、その表現について、お聞かせいただきたいなと思っています。

○渡辺慎吾委員長　浅尾課長。

○浅尾人事課長　それでは、3点のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、特定職員という表現の部分でございますけれども、これまで、一般の職員、それから人事評価の反映を行います管理職や係長級以上の職員ということで、制度が二つ併用しているような状況でございました。人事評価を反映する職員の枠組みを、この特定職員という形で条文上へ載せていたということでございます。今回、対象が全職員へ広がるということで、この特定職員という表現を抜いて、条文上はもう一本化されるという理解で、よろしくお願

いしたいと思います。

それから、再任用の関係でございますけれども、勤勉手当の率が変わっているということでございまして、これは、昨年の12月に人事院勧告によりまして、勤勉手当の率が変わっております。これが、12月に全てを反映したという形になっておりまして、新年度におきましては、この分を6月と12月へ平準化を図るという形の取り扱いで記載をさせていただいているというものでございます。

それから、基準日の関係でございますけれども、それぞれ基準日は勤勉手当の支給については、6月1日、それから12月1日、この日を基準として、勤勉手当、賞与は支給をするということでございまして、この表現はそれぞれの日ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長　三好委員。

○三好義治委員　勤勉手当で気になるのが、3月31日に退職をされて、4月1日から再任用を受けたときに、6月の勤勉手当のその人事評価の期間という部分については、基準日、通常ですと12月の勤勉手当については、6月、7月ぐらいまでのその半年間の人事評価の期間をもって、12月の勤勉手当で支給すると。翌年の6月についても、同じように半年間で人事評価の期間をして、勤勉手当を支給する。再任用になった場合には、12月の勤勉手当の人事評価の期間というのは理解できるんですが、初年度の6月の勤勉手当の人事評価の期間はどういう感じでイメージをわかせるたらいいかということ、私の中ではちょっと理解できないので、その点について、お示しをいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長　浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

6月の勤勉手当の人事評価の期間といたしましては、10月1日から3月31日まで、この半年間の人事評価の部分が反映されるという理解でお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 その間ですと、10月1日から3月31日までの査定ということにつきましては、それは現職時代になるんです。私が言っているのは、4月1日からのもう再任用で、同じ職場で再任用になっている方もおれば、また違う外郭団体に行った再任用の方もいてるので、職場が変わっている方々ということについて、査定の基準が、現職時代の査定をそのまま再任用になっての6月の人事評価の期間というのは、どうも理解ができないんですけれどもね。もちろん、給与も全部下がっているんで、その中での人事評価の期間と言うのが、人事として従来はそうされているんですね。現状で、変更がかなわないならば、ちょっとその辺はもう一度見直すようなことはどうでしょうかね。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

ちょっと私の説明の仕方がまずい部分もあったんですけども、6月1日は、前年度の下半期の人事評価を反映するということになるんですが、当然ながら、委員がおっしゃられましたように、現職時代の職階とやはり異なる時期に勤勉手当を受けるということになりまして、この場合には、人事評価自体は行うんですけれども、反映の部分については標準の形ですね。S

やAというような、上の部分とかではなくて、標準の部分で反映をさせているということでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 少し、きのうも議論された「わたり」という問題の関連で、確認の意味でちょっとお尋ねしておきたいと思います。

なかなか、個人的に「わたり」という問題に対して認識がまだ薄いものですから、その段階での質問だということでございます。インターネットなどで調べてみますと、「わたり」については、地方公務員法第24条第1項の職務級という原則とは違いまして、いわゆる適合しない給与や格付を行うということが「わたり」だと言われていると思っています。今回、国の基準に従って、係長級と副主査など、国に合わせるということで、等級の改正を行うということであります。

インターネットなどで見ますと、平成23年4月1日時点で、大阪府下で22自治体、これは摂津市も入っているんですけども、「わたり」がまだあるという市町村に入っているわけです。そういうこともありますので、この「わたり」との関連で、ちょっときちっと説明をまずいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

委員がおっしゃられました「わたり」の件でございますけれども、ご指摘のとおり、給与決定に際しまして、等級別で基準の職務表というのがございます。ここに基かない級へ格付を行うということが、原則としてございます。

このほかに、実質的にこれと同一の結果になる場合といたしまして、国は4級に、係長が格付をされているわけでございますけれども、地方において、5級に係長が位置づけられている。4級に、本市の場合ですと副主査が位置づけられている。3級に、係員級である主事が位置づけられている。この三つの級について是正を指導されてきたというような経過がございます。今回、「わたり」の是正ということで、このあたりを一つ下の級へ格付をし直しをするということで、今回の条例議案として上げさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 前提で、余り認識がちょっと僕も浅いものですから、そういう立場で質問させてもらっているのですが、もっとわかりやすく、「わたり」との関係はどうなのかということを聞いていますので、そういう角度からちょっと説明いただけると助かりますけれども。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

「わたり」は、従来はその何も評価を得なくても、年数を経ますと級が上がっていくというようなこと、それから、それがもともとその基準表に位置づいていない、適

合しない級へ自動的に上がっていくというようなことが、「わたり」の定義として公表されていたわけでございますけれども、このあたりにつきましては、本市については、平成19年度の給与構造改革において、是正を図ってきたというような状況でございます。

その後、実質的に同じような状況になるとして、新たに国や府のほうから指導を受けてきているのが、今、私が、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、国を上回る級に給与の格付をすると。結果としてどうなるかといいますと、給与の間差自体はそんなに大きくは変わらないんですけれども、最高の号級というのがございまして、係長級が、国は4級なんですけれども、4級よりも5級のほうが昇給をしていったときに、最高の号級の金額が高いというようなことになりまして、これが、実質的に、これまで指摘をしてきた「わたり」と同一の結果を招くとして、国から新たに指摘をされているというようなことでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたら、ちょっと、大阪府下はこの22自治体ということで言われているんですけれども、全国的には104自治体ということで紹介されていますけれども、そういう他市の状況含めて、ちょっと教えてください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、私のほうから、他市の状況ということで、お問い合わせでございます。

恐らく委員がおっしゃられましたのが、平成23年4月現在で、恐らく104団体ということで、全国にはございました。そ

の後、是正が進みまして、平成29年4月1日の時点で、12団体ということになってございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 ないようでしたら、質疑を終わります。

次に、議案第23号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 1点だけ、確認の意味でお尋ねしておきます。

今回、人事院勧告に基づき、官民格差というところから、退職金の掛け率について改正を行うということであります。これまで、100分の87から100分の83.5に一応改正しようとしておりますけれども、その辺の人勧のこういう数字を停止した理由づけですね。いろんな調査もしてきたと思いますけれども、その経過をひとつ教えてください。

もう一つは、資料では現行は、例えば勤続35年の場合、掛け率が49.59か月ということになっておりますけれども、この辺が、実際に引き下げた場合に、計算としてどうなるのかということで、例えば、大卒で38年間勤務したとした場合に、課長職で定年になった場合ということで、大体何ぼになって、どのくらいの差があるのかですね。その数字もちょっと教えてください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまの質問に答弁をさせていただきます。

これまでの経過ということでございま

すけれども、これは人事院勧告とは少し違うんですけれども、国のほうで、人事院に官民格差について調査の依頼があって、調査をした結果、下がるというようなことは過去にもございました。直近で言いますと、平成25年度にこの同様の改正を行っておりまして、このときには100分の104から、現在の100分の87まで、段階的に落としていくというような、そういった改正がこれまでございました。今回も、これは内閣総理大臣、それから財務大臣からの要請によって、平成29年4月に、人事院が調査の公表というのを行っておりまして、これに基づいて、国においては、この1月1日に既に関係法の改正というのがなされているという状況でございまして、多くの地方自治体は、4月1日の施行で現在改正に取り組んでいるというような状況でございます。

それから、率、数字のお話がございました。これまで、勤続35年以上ですと、49.59の掛け率ということでございすけれども、これが、47.709という率になります。一例として、課長級で35年お勤めになられておやめになられたとしまして、これまでが2,500万円前後であったのが、2,420万円前後になると、影響額としては、82万7,000円程度になるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、こうした問題については、いつも組合との協議を行ってきていますので、その辺のこの協議の内容についても、少し紹介してくれませんか。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、組合との協議

ということでございますけれども、これまで、この退職手当の問題であったり、人事院勧告というのは、組合とも協議を行ってまいりました。今回につきましても、国において改正をされたのが同時期ということでございまして、人事院勧告の反映分とあわせて協議を行ってきたと。人事院勧告につきましては、12月に改正を既にさせてはいただいております状況ではございますけれども、この退職手当の部分につきましては、やはり協議をしていく中で、最大限、駆け込みの退職等の混乱が生じないようにということで、各市が4月の施行ということで動いている中で、そういう情報もこちらのほうで得ながら、組合と協議を行ってきたということでございます。一定の理解が得られたということで、今回条例を上程させていただいているということでございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時55分 休憩)

(午後1時56分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第19号の審査を行います。

補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第19号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

なお、議案参考資料、条例関係4ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

全国的に救急需要が増加する中、本市においても救急件数が年々増加いたしてお

り、超高齢社会の進展、地域コミュニティの希薄化等、さまざまな要因により、今後も増加を続ける救急需要に、的確に対応いたすことが必要となっております。

今回の改正は、救急専任隊を1隊増隊することを想定するもので、本市の救急救命体制の充実強化を図り、救急隊を効率的に運用し、救急車の現場到着時間短縮による救命率の向上も目指し、持続可能な消防行政運営を推進いたすものでございます。

内容につきましては、現在、条例定数などの配置人数となっております消防機関の職員について、定数を改定いたすものでございます。それでは、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第2条第7号の消防機関の職員を93人から103人に改正をいたすものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行する旨を規定いたすものでございます。

以上、議案第19号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問させていただきます。

今回、93人から103人と10人増員をするというところで、思い切った施策をされたのかなと思います。ところでその10人、具体的に10人という形で、一体どのような形で、人員についてはふやしていくのか、その詳細について、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 松田課長。

○松田消防本部総務課長 それでは、私のほうから、10名の増員について、お答え

いたします。

まず、10名の積算の根拠といたしまして、まず救急隊1隊で3名乗車してございます。それが1課、2課、2部となっておりますので、交替制です、2部となっております。それとあと、その3名掛ける2部、それとあと、週休、有給休暇、教育派遣率の係数が1.58となりまして、3掛ける2掛ける1.58となります。それが9.48人という数字に出てまいります。したがって、1隊救急隊を増隊するには、必要な人数が10名ということとなっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 はい、理解をいたしました。1隊3人で、それを効果的に回すために、10人ということにつきましては、理解をいたしました。ちなみに、わかる範囲で結構なんですけれども、いつごろその救急隊1隊が実戦配備といいますか、具体的に運用されるというのは、いつぐらいからになりますでしょうか。お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 松田課長。

○松田消防本部総務課長 今回の摂津市職員定数条例の一部改正がご可決いただければ、平成31年10月、国立循環器病センター開設に合わせ、救急専任隊1隊を増隊する予定でございます。

増員の計画につきましては、委員の皆様もご存じのとおり、新規採用者には6か月の消防学校初任科への入校、その課程を修業後、始めて消防吏員となりますことから、逆算いたしますと、1年半を準備期間として計画を立ててまいります。今後は、再任用職員も含め、実員管理等の関係もございまして、人事課ともしっかり協議しながら進めてまいりたいと考えております。

す。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 来年の国立循環器病研究センターの開設に伴いというところで、健都のまちづくり、あの一带は間違いなくこれからますます人がふえて、そういった需要もふえてくるかと思います。ことし秋に開設される市立吹田市民病院も救急受け入れ体制のある病院とお聞きをしております。そういったところで、しっかりと連携をしていただければと思います。

ただ、やはり10人ということはなかなか多いところがございますので、しっかりとそこにつきましては、人事課と再任用、あるいはどのような形でより効率的に人員をふやしていくのかというのを、しっかりと検討していただきまして、実戦配備していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時2分 休憩)

(午後2時3分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

次に、議案第24号の所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第24号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

なお、議案参考資料条例関係、50ページから53ページに新旧対照表を記載い

たしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

今回の改正は、本年が地方分権計画による人件費単価及び消費者物価指数の変動により、手数料の標準額が見直される３年ごとの年度に当たり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、本条例に定める高圧ガスの保安に関する事務及び液化石油ガスの保安に関する事務の手数料の額について、改正いたすものでございます。

それでは、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第２条、高圧ガスの保安に関する事務の表中、キ、高圧ガスを充填するための容器に係る容器検査又は容器再検査の項中、内容積１リットル以上５リットル未満の容器１個の手数料の額、１８０円を１６０円に、同項中、内容積３０リットル以上の容器１個の手数料の額、２２０円を２１０円に、４円を３円に、内容積５リットル以上３０リットル未満の容器１個の手数料の額、２２０円を２１０円に、内容積１リットル未満の容器１個の手数料の額、９０円を８０円に改め、液化石油ガスの保安に関する事務の表中、シ、充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更許可の項中、１万９，０００円を１万７，０００円に改めるものでございます。

第４条につきましては、新条例第２条に福祉関係の第７号が新たに追加されますことにより、号ずれが生じるため、これを改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成３０年４月１日から施行する旨を規定いたすものでございます。

以上、議案第２４号、摂津市手数料条例

の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 ちょっと確認だけで、高圧ガスの保安に関するその事務にかかわる手数料で、高圧ガスを充填するための容器にかかわる容器検査または容器再検査という項目で、繊維強化プラスチックとか、圧縮天然ガス自動車燃料装置の容器とか、記載されておりますけれども、要はこの摂津市内において、そういう充填をする頻度ですね。どれぐらいの検査が想定されているのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 それでは、今のお問いに対してのお答えをいたします。

まず、ボンベの種類としましては、繊維強化プラスチックと言われますのは、俗に言うＦＲＰの軽い繊維のものでありまして、それ以外のボンベとしましては、高強度の、いわゆる鉄を多く含んだ重たいボンベであります。その中で、充填されているのは、本市におきまして、こういった申請ですね、申請に関しては、過去にはございません。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第３４号の審査を行います。
補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第３４号、摂津市消防

団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。なお、議案参考資料条例関係、95ページから97ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改めるものでございます。

平成28年11月に、一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、扶養手当の支給額が段階的に変更されたことを受け、平成29年4月1日施行の本条例の一部改正に続き、今回一部改正をいたすものでございます。

主な改正内容は、一般職の職員の給与に関する法律に定められた扶養手当支給額の改正を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定められた扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額が改定されたことから、同政令に準拠する本条例に定める加算額を改正いたすものでございます。

それでは、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条の改正は、損害補償を受ける対象者を明確にいたすため、引用条項及び字句の整備を行うものでございます。

第5条第3項では、各補償基礎額の加算額について、それぞれ改正を行うものでございます。同項第1号の配偶者にかかる加算額は、333円を217円に減額し、同項第2号の配偶者がいる場合の子については、267円を333円に増額いたすものでございます。また、同項第3号から第

6号の配偶者及び扶養親族にかかる子がない場合の孫、60歳以上の父母及び祖父母等の加算額につきましては、300円を217円に減額いたすものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項は、この条例は平成30年4月1日から施行し、第2項は、改正後の摂津市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間にかかる傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間にかかる傷病補償年金等については、なお従前の例によるものと規定いたすものでございます。

以上、議案第34号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問させていただきます。

消防団員、消防団というのは、先日も質問でありましたように、消防団については、今後、災害対応でも非常に重要な組織であると認識をしております。そこで、この確認の意味なんですけれども、本条例の制定に伴って、消防団員の待遇というのが、どのようになるのか、プラスになるのか、それとも少し下がるのか、それをどういう認識か、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 松田課長。

○松田消防本部総務課長 それでは、松本委員の質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、今まで配偶者の加算額が上でありましたけれども、それを子どもに手厚くという転換をしていった制度でございまして、消防団員は今までどおり、基礎額という補償額というところは変わりございませんけれども、その子どもに対しては手厚くなったということでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 わかりました。ありがとうございます。

しっかりと消防団、引き続き組織強化のために、人も別府分団もそうですけれども、やはり人をどんどん、今、募集をしているところでございますので、そういういろんなところから、消防団を支えていただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 12 分 休憩)

(午後 2 時 14 分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第 5 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ある方、ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 2 時 15 分 休憩)

(午後 2 時 16 分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第 31 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 ちょっと 1 点確認で、今まで条例で上がってきている分の附則で、この条例は平成 30 年 6 月 15 日から施行するという事になっているんですが、何で 6 月 15 日の施行になっているのか、本来、4 月 1 日、大概の条文は 4 月 1 日からのスタートとなっているんですが、この点について、理由を教えてください。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

この議案第 31 号、摂津市ラブホテル建築規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、これにつきましては、旅館業法が民泊の関連で、法律が関連法として変わってきております。旅館業法の中の条文が変わっているということで、これに関連する法律につきまして、6 月 15 日に国のほうで施行するという形の内容がございましたので、これにあわせて施行日を整合させたという状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 法律、旅館業法はもうすでに改正をされて、その施行が 6 月 15 日、ほかのちょっと関連の条例を見ますと、それぞれが 4 月 1 日になっているんですが、その国の法律をもう一度ちょっと説明していただけますか。どういう今、流れになっているか。法律が制定されて、国も一斉

に6月15日から施行ということになっているんですか。ということについて。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

この旅館業法の一部を改正する法律が今年の12月8日に国会のほうで成立のほうがされておりまして、12月15日に公布をされたところでございます。この改正の趣旨が、ホテル営業であつたり、旅館営業、この営業種別を統合して規制緩和を図られると。これとあわせまして、住宅宿泊事業、通常いわゆる民泊法がこれと並行して国会のほうでも議論されてきたところでございます。

この改正の概要といたしましては、この旅館、ホテル営業への統合と、あわせまして、違法な民泊サービスへの規制の強化というものも、この旅館業法の中であわせて示されているところでございます。この民泊法につきましては、6月15日から法が施行されるところもでございますので、これにあわせて、政令のほうで定められたというところとお聞きいたしております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 6月15日に施行されるのだったら、昨年にも法律が制定されてですから、そんなにこの時期にでもなしに、例えば6月の本会議で、まず、6月15日に施行されたことを確認した上で、条例を上げるという手続のほうが、僕は妥当だと思うんですけれどもね。法律は公布されているけれども、施行というのが6月15日でしょう。そういうことね。民泊法なんかだったら、逆に今度は4月1日から条例改正してもいいかなという感じもしますけどね。わかりました。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第33号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時21分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第32号についての審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

三好委員。

○三好義治委員 別表の中、参考資料の中で、第3条ですが、この条例の改正については条文、号の変更だけになっていますけれども、倉庫業を営む倉庫を建築してはならないということは理解できるんですけれども、その「ただし」という部分の中で、市長が定める場合という文言が載っているんですけれども、こういった文言でいう判断基準というのは、何か規則か何かで定められているんですかね。この点について、確認の意味を兼ねてお願いしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、三好委員のただいまの質問にお答えさせていただきます。

判断基準としましては、別に建築の基準

の内規を設けておりまして、その中で判断して指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 南千里丘のところでも、地区計画が組まれて、区域内の建築制限がなされました。イメージとしては、ああいうイメージで私もいてるんですけども、そのような内規があるということは確認できたので、この点については、今後そういうことをスムーズに進めていただくことを要望して、終わっておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 23 分 休憩)

(午後 2 時 24 分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第 1 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 出席者による賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 5 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 9 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 19 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 20 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 21 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 22 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 23 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 24 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決するべきものと決定いたしました。

議案第31号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決するべきものと決定いたしました。

議案第32号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決するべきものと決定いたしました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決するべきものと決定いたしました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決するべきものと決定いたしました。

議案第35号の所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決するべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時26分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

視察の部分ですね。本委員会の所管事項

に関する事務調査について、協議します。

平成30年度委員会行政視察を実施することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、視察事項、視察先、視察日程等について、協議いたします。

この件につきましては、先進事例等の情報収集を行うとともに、日程を調整させていただいた内容をもって、委員長案としてまとめましたので、提案させていただきます。

静岡県焼津市及び静岡県掛川市ですね。

日程は5月16日、水曜日から5月17日、木曜日でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 視察市は、静岡県焼津市及び静岡県掛川市。

焼津市は、約人口14万人。こちらでは、「シティプロモーション推進事業について」、視察を行います。焼津市では、人口減少等を鑑み、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」、「行ってみたいまち」をコンセプトに、平成27年度から、雇用、移住定住、交流、子育て、地域連携、若者との共創を基本目的に、焼津未来創生総合戦略を打ち出し、シティプロモーションを推進されています。市の魅力を発信するとともに、市民の愛着度の形成を図り、持続可能なまちづくりの実現に向けた取り組みについて、視察を行います。

また、掛川市は人口約11万7,000人、こちらでは、「空家等対策計画について」、視察を行います。掛川市では、今後、人口減少だけではなく、高齢単身世帯の増加等により、空き家の急速な増加が予想される中、掛川市空き家等の適正管理に関す

る条例制定及び掛川市空き家等対策計画を策定し、老朽化した建物が崩壊したり、部材の飛散、崩落による被害を市民が受けたりすることがないように、取り組んでおられます。空き家の増加に伴う地区、地域の魅力低下や治安悪化等の発生を未然に防ぎ、空き家を地域資源に変える事例について、視察を行います。

以上のような視察案を提案させていただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾委員長 それでは、ただいまの協議のとおり、決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後２時２７分 休憩）

（午後２時２９分 再開）

○渡辺慎吾委員長 再開します。

それでは、焼津市において、「シティプロモーション推進事業について」、掛川市において、「空き家等対策計画について」、視察を行います。本委員会の視察につきましては、以上のとおり実施することにいたしますので、よろしくお願いします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査について、本会議最終日において、閉会中に審査することが諮られます。本委員会の所管事項については、「行財政運営について」、「防災行政について」、「人権行政について」、「消防行政について」、「都市計画行政について」、「土木行政について」を、平成３１年３月３１日まで閉会中に審査することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

（午後２時３０分 閉会）

委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 中川 嘉彦